様式第17号(第18条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

身延町下水道事業管理者

使用料減免等決定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった使用料の減免申請については、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 減免の承認・不承認 | □　承認　　　　　　□　不承認 |
| 排水施設又は物件の設置場所 | 身延町 |
| 受益者番号 | 　 |
| 減免期間 | 　　　　年　　　　月　　　　日から　　　　年　　　　月　　　　日まで |
| 減免金額 | 　 |
| 決定理由 | 　 |
| 条件又は指示事項 | 　 |

　この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日(身延町長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町長の採決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。